

区立幼稚園保育料の改定について

1 現状と課題について

区立幼稚園の保育料は現在一律(月額8,000円)となっており、新制度では教育・保育に要する費用の対価として、利用者の所得段階に応じた利用者負担額(応能負担)が原則であることから、区としても応能負担とする考えである。

2 保育料改定(案)について

所属階層	所得割額	現行保育料	保育料改定案	27年度在園児	28年度入園児	29年度入園児
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0	0
第2階層	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0
第3階層	市町村民税 所得割額課税額 77,100円以下	8,000	3,000	8,000	3,000	3,000
第4階層	市町村民税 所得割額課税額 211,200円以下	8,000	8,400	8,000	8,200	8,400
第5-1階層	市町村民税 所得割額課税額 232,500円以下	8,000	11,200	8,000	9,600	11,200
第5-2階層	市町村民税 所得割額課税額 256,300円以下	8,000	14,200	8,000	11,100	14,200
第6階層 (都基準)	市町村民税 所得割額課税額 370,000円以下	8,000	16,000	8,000	12,000	16,000
第7階層 (区基準)	市町村民税 所得割額課税額 370,001円以上	8,000	16,000	8,000	12,000	16,000

3 入園料の廃止(案)について

入園料(2,000円)については、廃止する。

4 施行期日等について

(1) 施行年月日

平成28年4月1日

(2) 経過措置

- ・平成27年度在園児(4歳児)については、引き続き改正前の保育料を適用する。
- ・平成28年度入園児については、上げ幅を2分の1とし、平成29年度入園児より本則適用とする。